

長岡大学私費外国人留学生学費減免規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡大学（以下「本学」という。）に在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の経済的負担を軽減し、修学を奨励するため、長岡大学学則（以下「学則」という。）第47条及び第54条に定める入学金、授業料及び施設費（以下「学費」という。）の減免について必要な事項を定めることを目的とする。

(出願方法)

第2条 学費の減免を希望する者は、年度ごとに所定の留学生学費減免願により、学長に願い出るものとする。

(減免適用期間)

第3条 学費の減免期間は学部の修業年限とし、編入学した留学生はその者の在学すべき年数とする。

(出願資格)

第4条 学費の減免を出願できる者は、経済的理由により修学が困難と認められる者で、人物、品行、学業に優れ、以下の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 留学（経過措置としての修学を含む。）の在留資格を有する者
- (2) 留年中でない者（ただし、病気その他止むを得ない事由による留年を除く。）
- (3) 休学中でない者
- (4) 学則第42条に定める懲戒を受けたことのない者

2 学則第42条により出願資格を1年以上喪失した者が、学長に願い出たときは、学生委員会が学業成績、課外活動参加状況、在籍確認履行状況、ゼミ担当教員及び留学生所管の長の所見等により審査を行い、その結果をもって学長は出願を認めることができる。

(家計基準)

第5条 前条第1項に定める出願資格のある者で、学費の減免が認められる家計基準は、学費支弁者の年収が給与所得者については841万円以下とし、給与所得者以外については355万円以下とする。

(減免額)

第6条 学費の減免額は、日本語能力試験又は本学が実施する留学生入学試験の成績に応じて、対象期間、入学金、授業料及び施設費を減免するものとし、その減免額は、別表に示すとおりとする。

(減免の停止)

第7条 学費の減免を受けている者が、次の各号の一に該当するときは、その期以降における減免措置は無効とする。

- (1) 前期又は後期の期間中において第4条第1項に定める出願資格を失った者
- (2) 本学の規程等に違反し、又は修学上の指導に従わない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があった者

(減免の決定及び停止の手続き)

第8条 学費の減免の決定及び停止については、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学費の減免に関して必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年3月19日から施行する。

附則

この規程は、平成23年11月16日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月24日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

私費外国人留学生の学費減免措置

入学年次	奨学金 タイプ	有資格者		奨学金の内容			対象 期間
		能力試験*1	入学試験*2	入学金	授業料	施設費	
1年次	A	N1	250点以上	全額免除	半額減免	全額免除	4年間
	B	N2	225点以上	全額免除	半額減免	3分の1減免	
	C	A, B以外	—	—	半額減免	—	
2年次	A	N1	250点以上	全額免除	半額減免	全額免除	3年間
	B	N2	225点以上	全額免除	半額減免	3分の1減免	
	C	A, B以外	—	全額免除	半額減免	—	
3年次	A	N1	250点以上	全額免除	半額減免	全額免除	2年間
	B	N2	225点以上	全額免除	半額減免	3分の1減免	
	C	A, B以外	—	全額免除	半額減免	—	
在学生	A	N1	—	—	半額減免	全額免除	修学すべ き年数
	B	N2	—	—	半額減免	3分の1減免	
	C	A, B以外	—	—	半額減免	—	

*1 日本語能力試験：公益財団法人日本国際教育支援協会、独立行政法人国際交流基金が主催する日本語を母語としない人に日本語能力を認定する検定試験

*2 長岡大学留学生入学試験：本学が実施する留学生入学試験（配点は、筆記試験 200 点、面接試験 100 点、合計 300 点）